

Ⅲ 令和6年度事業概要

1 企画振興課

事業名	事業概要
「輝け!ちばの園芸」 次世代産地整備支援事業	園芸産地の生産力強化を図るため、規模拡大に必要な省力化機械等の導入、高収量・高品質を実現するための施設化や環境整備、既存施設のリフォーム、施設園芸におけるスマート農業の導入を支援する。 (1) 生産力強化支援型 パイプハウス等の施設整備や施設園芸の省エネ設備導入、露地の園芸作物を規模拡大するための省力化機械等の導入 (2) 園芸施設リフォーム支援型 老朽化した園芸施設の生産力回復や遊休ハウスの解消を図るため、園芸施設の改修等による生産基盤の整備 (3) スマート農業推進型 ICT等の活用により収量を向上させる「スマート農業」を推進するため、施設及び露地におけるスマート農業機械・装置等の導入
強い農業づくり総合支援交付金	産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援する。
農地利用効率化等支援交付金	地域計画のうち目標地図に位置付けられた経営体等が、地域が目指すべき将来性の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合、経営発展に必要な農業用機械・施設の導入等について支援する。
園芸産地における事業継続強化対策	自然災害に予め備え、災害に強い産地を形成するため、非常時の対応能力向上に向けた事業継続計画（BCP）の策定や、被害防止技術講習会等の開催、既存ハウスの補強等の取組を支援する。
園芸用廃プラスチック処理対策推進事業	施設園芸農家から排出される使用済みプラスチックの円滑な回収と適正処理を推進し、農村環境保全と施設園芸の健全な発展を図るため、千葉県園芸用プラスチックリサイクルセンター（県有再生処理施設）に搬入された園芸用廃プラスチックの処理に要する経費に対し、1/4以内を負担し、適正処理を積極的に推進する。

事業名	事業概要
農産産地支援事業	米・麦・大豆の土地利用型作物や落花生等の特産作物について、米の需給調整の推進と併せて、消費者ニーズに応えようとする個性的な産地確立に取り組む営農集団等が行う機械・施設等の導入、先端技術を活用したスマート農業機械の導入、需要増が見込まれる輸出用米及び米粉用米の生産の省力・低コスト化に必要な機械の導入を支援する。 対象者：市町村、農業協同組合、営農集団、認定農業者等 (1) 種子・産地育成型 (2) スマート農業推進型 (3) 輸出用米・米粉用米低コスト生産支援型
経営所得安定対策等推進事業	国の「経営所得安定対策」等を推進するため、必要な事務経費を補助する。
飼料用米等拡大支援事業	米の需給の均衡を図るため、人口減少等により消費の減少が見込まれる主食用米から飼料用米等の新規需要米や麦、大豆、野菜などへの転換を推進し、稲作農家の経営安定及び食料自給率・自給力の向上を図る。 (1) 飼料用米等生産支援事業 ア 定着支援型 イ 拡大支援型 (2) 担い手水田利活用高度化対策事業 ア ブロックローテーション型 イ 固定団地型
農業経営・就農支援センターの設置	「農業経営・就農支援センター」を設置し、多様な人材のニーズに応じた的確な就農関連情報の提供や就農相談情報の提供や就農相談業務を実施することにより、次代の農業を担う優れた新規就農者の育成確保を図る。 (1) 就農希望者、農業法人等への就職希望者の相談 (2) 就農受入希望農業者、求人希望農業法人等の相談 (3) 農業技術研修等の指導 (4) 認定新規就農者の認定に関する指導 (5) 就農支援に関する資金についての指導 (6) 就農後の農業経営相談、支援等 (7) 新規就農者の把握

事業名	事業概要
新規就農者育成総合対策（旧：農業次世代人材投資事業）	農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入を支援するとともに、就農に向けた研修資金（年間 150 万円最長 2 年）、経営開始資金（年間 150 万円最長 3 年）を 49 歳以下の意欲ある農業従事者へ交付する。 あわせて、雇用就農促進のための資金（最大 60 万円最長 4 年間）を新たに 49 歳以下の就農希望者を雇用した農業法人等へ交付する。

事業名	事業概要																											
農地中間管理事業	県知事が指定する農地中間管理機構（（公社）千葉県園芸協会）が、地域計画（目標地図）に位置付けた受け手に対して、農地を貸したい人から借り受け、まとまりのある形で貸付けを行う。 地域に支払われる協力金・奨励金（令和6年度） 地域集積協力金 機構を活用し担い手への農地集積・集約化に取り組む地域を支援（交付要件） ・地域の農地面積に占める機構への貸付面積（機構の活用率）が40%（中山間地域は15%）以上であること ・交付対象面積のうち10%以上が認定農業者や認定新規就農者等の担い手に貸し付けられること ・地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積が10%以上増加すること ・機構の活用率が区分1～3の地域に限り、機構への貸付総面積のうち1割以上を1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）の団地として貸し付けること <table><tr><th></th><th colspan="2">機構の活用率</th><th rowspan="2">交付単価</th></tr><tr><th></th><th>一般地域</th><th>中山間地域</th></tr><tr><td>区分1</td><td>40%超 50%以下</td><td></td><td>1.3万円/10a</td></tr><tr><td>区分2</td><td>50%超 70%以下</td><td>15%超 30%以下</td><td>1.6万円/10a</td></tr><tr><td>区分3</td><td>70%超 80%以下</td><td>30%超 50%以下</td><td>2.2万円/10a</td></tr><tr><td>区分4</td><td>80%超</td><td>50%超 80%以下</td><td>2.8万円/10a</td></tr><tr><td>区分5</td><td></td><td>80%超</td><td>3.4万円/10a</td></tr></table> 集約化奨励金 機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域、また集約化の取組に併せ、受け手が位置付けられていない農地を集約化し当該農地を引き受けやすくする取組に対して、支援する。 （交付要件） ・地域の農地面積に占める次に掲げる団地面積が10ポイント以上増加すること。 ① 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積（一般タイプ） ② 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積（受け皿準備タイプ） ※ 中山間地域の場合は0.5ha ※ ②の場合、①と一体的に取り組むこと		機構の活用率		交付単価		一般地域	中山間地域	区分1	40%超 50%以下		1.3万円/10a	区分2	50%超 70%以下	15%超 30%以下	1.6万円/10a	区分3	70%超 80%以下	30%超 50%以下	2.2万円/10a	区分4	80%超	50%超 80%以下	2.8万円/10a	区分5		80%超	3.4万円/10a
	機構の活用率		交付単価																									
	一般地域	中山間地域																										
区分1	40%超 50%以下		1.3万円/10a																									
区分2	50%超 70%以下	15%超 30%以下	1.6万円/10a																									
区分3	70%超 80%以下	30%超 50%以下	2.2万円/10a																									
区分4	80%超	50%超 80%以下	2.8万円/10a																									
区分5		80%超	3.4万円/10a																									

事業名	事業概要			
		地域の団地面積の場合	交付単価	
			一般タイプ (農作業受託)	受け皿準備 タイプ
	区分1	10ポイント以上の増加	1.0万円/10a (0.5万円/10a)	0.5万円/10a
	区分2	20ポイント以上の増加	3.0万円/10a (1.5万円/10a)	1.5万円/10a
		既に30%以上の地域は 1団地当りの平均面積 が1.5倍以上		
注：区分2は、いずれかの条件を満たすこと。				
鳥獣被害防止総合 対策交付金	鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく個体数調整、被害防除、生息環境管理等の被害防止対策を総合的かつ計画的に実施する事業を支援する。			

事業名	事業概要
「環境にやさしい農業」推進事業	環境にやさしい農業を推進するため、「ちばエコ農業」・「有機農業」のほか、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動を積極的に推進する。 (1) ちばエコ農業 農薬と化学肥料を県が定める使用基準の半分以上に減らして栽培を行う農業者を対象に産地指定や農産物の認証を行う。 (2) みどり認定 以下の類型に取り組む農業者について、環境負荷低減活動実施計画が要領及び認定基準を満たす場合に認定を行う。 <環境負荷低減事業活動の類型> a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少 b. 温室効果ガスの排出の量の削減 c. 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少 d. 家畜のふん尿に含まれる窒素、リンその他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少 e. 土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用 f. 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若しくは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減 g. 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全
みどりの食料システム戦略交付金（うち有機転換推進事業）	慣行農業から国際水準の有機農業への転換を行う農業者や、有機農業に取り組もうとする新規就農者が有機農業を行うための取組を後押しするために必要な経費を支援する。 補助率 2万円／10a 以内

事 業 名	事 業 概 要																					
環境保全型農業直接 支払交付金	化学肥料・化学合成農薬の使用を通常の 2 分の 1 以上低減する 取組に加えて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農 活動や有機農業に取り組む農業者等に対して、交付金を交付する。 ＜対象となる取組＞ （１）共通取組 ア 化学肥料・化学合成農薬を慣行レベルの 5 割減の作付を実 施の上、次のいずれかを実施。 カバークロップの作付、堆肥の施用 イ 有機農業の取組を実施 （２）特認取組 化学肥料・化学合成農薬を慣行レベルの 5 割減の作付を実施 の上、次のいずれかを実施。 ＜交付金単価＞ <table><tr><td>有機農業</td><td>12,000 円/10a 以内</td><td></td></tr><tr><td>カバークロップ</td><td>6,000 円/10a 以内</td><td></td></tr><tr><td>リビングマルチ</td><td>5,400 円/10a 以内</td><td></td></tr><tr><td>草生栽培</td><td>5,000 円/10a 以内</td><td></td></tr><tr><td>不耕起播種</td><td>3,000 円/10a 以内</td><td></td></tr><tr><td>長期中干し</td><td>800 円/10a 以内</td><td></td></tr><tr><td>秋耕</td><td>800 円/10a 以内</td><td>など</td></tr></table> ＜負担割合＞ 国 50%、県 25%、市町村 25%	有機農業	12,000 円/10a 以内		カバークロップ	6,000 円/10a 以内		リビングマルチ	5,400 円/10a 以内		草生栽培	5,000 円/10a 以内		不耕起播種	3,000 円/10a 以内		長期中干し	800 円/10a 以内		秋耕	800 円/10a 以内	など
有機農業	12,000 円/10a 以内																					
カバークロップ	6,000 円/10a 以内																					
リビングマルチ	5,400 円/10a 以内																					
草生栽培	5,000 円/10a 以内																					
不耕起播種	3,000 円/10a 以内																					
長期中干し	800 円/10a 以内																					
秋耕	800 円/10a 以内	など																				

事業名	事業概要									
中山間地域等直接支払制度	農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する。 （１）対象地域 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」等で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地 （２）対象農用地 対象地域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律「農振法」第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域）内に存する一団の農用地とする。 ア 急傾斜地（田： 1 /20 以上、畑： 15° 以上） イ 緩傾斜地（田： 1 /100 以上 1 /20 未満、畑： 8 ° 以上 15° 未満） ウ 小区画・不整形な田 エ 高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農用地 （３）対象者 集落等を単位とする協定を締結し、5 年間農業生産活動等を継続する農業者等 （４）10a 当り交付単価（地目・勾配・活動内容等による） <table><tr><td></td><td>急傾斜地</td><td>緩傾斜地</td></tr><tr><td>田</td><td>21, 000 円</td><td>8, 000 円</td></tr><tr><td>畑</td><td>11, 500 円</td><td>3, 500 円</td></tr></table> ※加算を含まない		急傾斜地	緩傾斜地	田	21, 000 円	8, 000 円	畑	11, 500 円	3, 500 円
	急傾斜地	緩傾斜地								
田	21, 000 円	8, 000 円								
畑	11, 500 円	3, 500 円								
農薬安全使用総合対策事業	農薬の安全・適正使用を推進するため、研修会の開催、農薬使用者（農家、ゴルフ場）への立入検査を行う。 （１）年間立入検査 20 件 （２）事故発生時の調査等 事故発生時に農林総合研究センター病虫害防除課と連携し、現地の状況調査及び立入検査の実施。									
ジャンボタニシ防除対策事業	ジャンボタニシの被害防止のため、市町村単位で「地域防除対策協議会」を設置し、地域自らが「総合的な防除対策」を検討、実践、効果を確認する取組に対し助成する。									

事業名	事業概要
農業金融対策 農業近代化資金	農林業者や農業団体等に対して、農林業経営の規模拡大及び経営改善を図るため、長期かつ低利の資金を農協等から借り入れやすいよう利子補給を行う。
グリーン・ブルーツーリズム活動推進事業	グリーン・ブルーツーリズムの拠点として期待される直売所や道の駅等の交流施設の運営向上に向けた検討会、研修会等を実施し、安全安心な農林水産物の提供等、地域の特色を活かした取組を一体的に推進する。 (1) 直売所フェアなどのキャンペーンの実施 (2) グリーン・ブルーツーリズムの啓発活動
農林水産物直売所 実態調査	農林水産物直売所の実態を継続的に把握し、活動の活性化を図るために調査を実施する。
ちば食育活動促進 事業	「ちばの恵み」を取り入れたバランスのよい食生活を実践し、生涯健康で心豊かな人づくりを行うため、教育・健康・農林等、食育に関係する機関との連携を図り、食育推進の担い手となる食育ボランティアの活動を支援する。 (1) 地域食育推進会議の開催 (2) 地産地消を軸とした活動交換会 (3) 「ちば食育ボランティア」の募集 (4) ちば食育ボランティア活動の支援
農業経営多角化支援 事業	農業者が農畜産物の生産とともに自ら加工や販路の拡大等の経営の多角化による所得向上や経営の安定化を図るため、認定を受けた総合化事業計画に基づく取組に必要な機械・施設等の整備を支援する。

2 改良普及課

事業名	事業概要
農業改良普及事業	令和6年度農業改良普及指導計画の推進にあたっては、4つの普及指導課題(地域を支える多様な担い手の育成・確保、力強い園芸産地づくり、水田をフル活用した水田農業経営の安定化、畜産経営の体質強化)を設定し、活動を展開する。 (1) 課題の設定と展開 (2) 普及活動成果検討会の開催 (3) 農業改良普及指導評価の実施
普及情報活動事業	普及活動を効率的に展開するため、農業及び農村生活の動向、農業者の意向等を迅速に把握し、各種情報の収集・整理並びに提供を行う。 (1) 普及活動情報の整備と共有化 (2) 現地情報の収集 一般情報・緊急情報の収集・処理・提供 (3) 普及情報誌等の発行 ア ながいき農業だよりの発行 イ 普及活動実績書(普及活動の軌跡)の発行
現地課題 調査研究事業	普及現場で重要かつ緊急に解決が求められている課題について、専門項目または普及指導活動の技術及び方法についての実証試験・実態調査などを行うことにより解決し、その成果を広く地域に情報提供する。 (1) 今年度4課題についての調査研究 (2) 成果集の発行
ちば新農業人 サポート事業 (農家後継ぎ等対策 ・新規参入者育成)	農業系高校や指導農業士会・農業士協会等と連携し、高校生等を対象とした就農啓発活動、定年帰農者を対象とした就農サポート研修等多様な担い手の育成を図る。(企画振興課との連携) (1) 農家後継ぎ等就農啓発事業 茂原樟陽高等学校生徒を対象に就農促進講座の開催 (2) いきいき帰農者等研修事業 定年帰農者等を対象とする研修会の開催 (3) 新規参入者交流・定着促進事業 新規参入者と先進的地域農業者との交流会の実施

事業名	事業概要
経営体育成事業	就農直後、就農定着後の青年農業者等を対象に、経営発展の段階に応じた啓発、能力向上、組織育成支援、経営改善対策を効果的に実施し、他産業並みの生涯所得を可能とする年間農業所得を確保しうる農業経営体の育成を図る。 (1) 農業経営体育成セミナーの開催 就農直後の青年等を対象に、3年間セミナーを開催 (2) 青年農業者等スキルアップ研修の実施 就農定着後の青年を対象に研修会を実施 (3) 農業者グループ活動の促進 ア 青少年団体（長生Y P C※） イ 指導農業士・農業士等の活動推進 ウ 農業者グループ活動促進（農業フォーラムの開催） (4) 農業経営改善の推進 ア 認定農業者などを対象にカウンセリング及びコンサルテーションの実施 イ 経営研修会の開催 ウ 農業経営体重点支援の実施 ※長生Y P C（長生ヤングパワーズクラブ）
集落営農加速化事業	農村における集落機能の低下に対応するため、集落の話し合いにより合意形成を図るとともに、集落自らが「集落の農地は集落で守る」ための体制づくりを関係機関と連携し支援する。（企画振興課長をリーダーとするプロジェクトチーム活動において所内各課と連携） (1) 重点支援対象集落 （長南町）東部地区（長南町東部営農組合） 集落営農計画の作成及び園芸品目導入による経営安定 (2) 推進対象集落 （茂原市）八幡原地区 集落営農組織設立支援及び高収益園芸品目の選定 （長南町）西湖地区（西湖営農組合） 地区営農協議会による農地保全

事業名	事業概要
アグリウーマンイノベーション事業	女性農業者が共同経営者等として主体的に経営参画し、自らの能力を発揮できるパートナーシップ型農業を推進する。また、地域農業に参画できる女性リーダーを育成する。 (1) 地域における男女共同参画の推進 ア 男女共同参画地区推進会議の開催 イ 意識向上のための取組 (2) 若手女性農業者の経営参画の促進 若手女性農業者の農業実践力向上研修会の開催

3 地域整備課

事業名	事業概要
かんがい排水事業	平成5年度に着手し平成26年度に完成した国営かんがい排水事業に合わせた県営支線用水路を整備し水田の効率利用を高め、農業経営の安定とパイプライン化による水管理の合理化を図る。 県営事業 両総茂原南地区、両総茂原西部地区 国庫補助金：県負担金：地元負担=50:25:25
農地中間管理機構 関連農地整備事業	担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、担い手が引き受けやすいよう、農業者の申請・同意・費用負担によらず、農作業を効率的に行える条件に整備する。 県営事業 長南東部地区 国庫補助金：県負担金：町負担=62.5:30:7.5
湛水防除事業	地盤沈下の進行や流域開発による流出量の増大等から、近年、農業施設や道路冠水などの溢水被害が頻発している。 このような湛水状況に鑑み、湛水を未然に防止し、農業経営の安定を図ることを目的として、排水機場等を整備する。 県営事業 一松地区（大規模）一松Ⅱ期（大規模） 白潟北地区 国庫補助金：県負担金：地元負担=50:40:10（基幹） 国庫補助金：県負担金：地元負担=50:35:15（その他） 国庫補助金：県負担金：地元負担=55:40:5（大規模）
地盤沈下対策事業 （農業水路等長寿命化・ 防災減災事業）	地盤沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において行う農業用排水施設の整備及びこれに関連する整備を行う。 県営事業 南白亀地区、南白亀2期地区（農業水路等長寿命化・防災減災事業） 国庫補助金：県負担金：地元負担=50:44:6
用排水施設整備事業	築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場若しくは水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれら附帯施設の整備を行うもの。 県営事業 清水地区 国庫補助金：県負担金：地元負担=50:35:15
防災重点農業用ため池緊急整備事業	「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（ため池工事特措法）に基づき、防災重点農業用ため池のハード対策を行う。 県営事業 下永吉地区 国庫補助金：県負担金：地元負担=55:34:11

4 指導管理課

事業名	事業概要
農業基盤整備促進事業	【国事業名：水利施設等保全高度化事業】 老朽化した農業水利施設の長寿命化対策により既存の施設を活用しつつ、農地の畑地化・汎用化や畑地の高機能化、農地集積の加速化に向けた整備を推進し、もって生産効率・安全性の向上及び競争力ある「攻めの農業」の実現に資する整備を行う。 (簡易整備型) 水管理の省力化や維持管理の低コスト化に資する簡易な農業水利施設等の整備。 (1) 事業内容 ア 農業用排水施設の新設、廃止又は変更。 イ 給水栓、ゲート、分土工等の自動化等の管理省力化に資するための農業用排水施設の整備並びに水管理施設維持管理施設及び安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備。 (2) 採択要件 ア 総事業費 200 万円以上 イ 受益者数 2 者以上 ウ 受益面積 5ha 以上 【国事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業】 農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所においてその機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組及び事故の防止などリスク管理に資する取組を実施し、もって農業の持続的な発展を図る整備を行う。 (長寿命化対策) (1) 水利施設整備 ア 農業用排水施設及び附帯する施設の新設、廃止又は変更 イ アのうち、排水機場、排水樋門、排水路等の排水施設の整備と一体的に行う暗渠排水の変更 ウ アと一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設、地域防災施設又は渇水対策施設の整備 エ アと一体的に行う国営土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき農業用排水施設のうち、当該国営事業が完

事業名	事業概要
	止などリスク管理に資する取組を実施し、もって農業の持続的な発展を図る整備を行う。 (ため池の保全・避難対策) (1) ハザードマップ作成 防災重点ため池に係るハザードマップの作成及び作成のために必要な調査、試験及び測量等。 (2) 採択要件 ア 長寿命化・防災減災整備計画を作成している。 イ 事業工期が1か年以内であること。
土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良施設管理者の管理意識の高揚を図るとともに、施設の機能保全と耐用年数の延長に資する整備補修、設備改善を実施するもの。 (1) 千葉県土地改良事業団体連合会による診断・指導を受け、5か年単位に定期的に整備補修を必要とする施設であること。 (2) 団体営規模以上の事業により造成された施設で、1施設当たりの事業費が2,000千円以上であること。
多面的機能支払交付金	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするもの。 (1) 農地維持支払 ア 対象農用地：交付金の対象農用地は農振農用地 イ 対象活動 (ア) 農地・水路等の基礎的な保全活動（水路、農道の草刈り、水路の泥上げ） (イ) 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理、構想の作成等 ウ 交付単価 水田：3,000円/10a 畑：2,000円/10a 草地：250円/10a (2) 資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動） ア 対象地域：(1)の農地維持支払の実施地域 イ 対象活動 (ア) 農村環境保全活動（植栽による景観形成等）

事業名	事業概要
農業集落排水事業 （機能診断・最適整備 構想策定） （調査計画） （資源循環促進事業）	（イ）施設（水路、農道等）の軽微な補修 （ウ）多面的機能の増進を図る活動（防災・減災力の強化等） ウ 交付単価 （ア）5年目まで 水田：2,400 円/10 a 畑：1,440 円/10 a 草地：240 円/10 a 田んぼダムを推進する活動への加算単価 水田： 400 円/10 a （イ）6年目以降（※） 水田：1,800 円/10 a 畑：1,080 円/10 a 草地：180 円/10 a 田んぼダムを推進する活動への加算単価 水田： 300 円/10 a ※活動期間が5年を経過した組織、資源（長寿命化）を実施する組織 （3）資源向上支払（施設の長寿命化のための活動） ア 対象地域：（1）の農地維持支払の実施地域 イ 対象活動 集落が管理する農地周りの水路、農道、ため池を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等。 ウ 交付単価 水田：4,400 円/10 a 畑：2,000 円/10 a 草地：400 円/10 a 本単価は交付上限で、広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない場合は、単価は 5/6 を乗じた額となる。 農業集落排水施設等の劣化状況を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた構想計画の策定を行う。 農業集落排水施設整備の採択基準を満たす事業の調査・計画策定を実施するもの。 農業集落排水施設等の整備又は改築を行う。